

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 5月31日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	黄檗トンネル機械警備業務委託		
業務場所	黄檗トンネル		
委託期間	令和6年7月1日 ~ 令和10年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	市道黄檗山手線(黄檗トンネル)の機械警備業務 L=650m		
予 定 價 格	¥3,347,520 (税込)	最低基準価格	¥2,343,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件 別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付 提出期限 令和6年6月6日(木) 午後 5時 00分まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年6月26日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は以下のとおりです。

次の①～③の全てを満たすこと

①参加資格者名簿登録

②警備業法認定業者

③トンネル機械警備実績（トンネル等級AA、A又はBの非常用施設を有する道路トンネル、元請）

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和6年5月31日（金）午前9時から

令和6年6月13日（木）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

黄檗トンネル機械警備業務委託仕様書

第1条 警備対象

- 1 所在地 宇治市五ヶ庄高峰山～宇治市五ヶ庄広岡谷
- 2 対象物 宇治市道 黄檗山手線 黄檗トンネル（添付位置図参照）

第2条 目的

宇治市の所有または管理にかかる警備対象内の被害等の拡大を防止することにより、宇治市の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

第3条 警備業務

- 1 非常通報・設備異常の警報装置による異常事態の監視及びトンネル警報板の復旧操作。
- 2 事故覚知時における関係先（宇治市建設部維持課・京都府警宇治警察署・宇治市消防本部「別紙、連絡体制参照」）へ通報連絡。
- 3 警備実施事項の報告（実施報告書・月間報告書）。
- 4 異常事態時における出動（月間報告書に記載）。

第4条 警備方法

宇治市仕様のシステムによる。

第5条 業務提供時間

毎日 0：00～24：00（24時間）

第6条 警備仕様

1 警備装置

- (1) 通報用回線は NTT コミュニケーションズ株の専用回線を使用する。
- (2) 警報装置は前記(1)の通報用回線を含め、すべて宇治市に帰属する。
- (3) 宇治警察署・宇治市消防本部よりの連絡受信専用電話を設置する。
- (4) 専用電話(3)は受注者が新規回線を設置し黄檗トンネルの受信専用電話（電話番号を京都府警及び宇治市消防本部に登録）とする。

2 警備事務所

受注者は警報受信装置を警備事務所に設置し、常時監視すると共に警報対象からの警報信号に対応し、警備職員を25分以内に急行させ異常事態を確認したときは、緊急連絡者又は関係先へ通報すると共に被害の拡大防止に努める。なお、警備事務所は警備職員の待機場所と異なる場合でも可とする。また、専用電話で警察・消防より連絡を受けた場合も同様とする。

第7条

異常事態発生時における受注者の処置

- 1 警報受信装置により宇治市の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、受注者は警備職員を速やかに急行させ異常事態を確認するとともに被害の拡大防止に努める。
- 2 警備対象に到着した警備職員は、異常事態を確認後、警備事務所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報するとともに、担当職員の指示によりトンネル警報板の操作を行う。
- 3 トンネル警報板の復旧作業は発注者、もしくは担当職員の指示により受注者が実施する。

第8条

専用電話における受注者の処置

京都府警または宇治市消防本部より連絡があった場合は、受注者はトンネル警報板と補助警報板の操作を実施すると同時に、警備職員を速やかに急行させ現状を確認すると共に定められた緊急連絡者へ通報する。

第9条

設備点検等実施時の連絡

発注者は、本警備対象内における設備点検等を行い、これによって正常な作動ができない可能性がある場合、受注者へ事前に連絡する。

第10条

事故報告

受注者は、事故発生の際は、速やかに電話、もしくは口頭で報告するとともに後日、書面をもって報告する。

第11条

鍵等の預託

警備実施に必要な鍵（磁気カード含む）は、発注者・受注者相互に預託し、預託された鍵（磁気カード含む）は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

第12条

警報装置の保守点検

受注者に設置された警報受信装置の機能については、発注者が適宜保守点検を行う。

第13条

緊急連絡者の指定

- 1 発注者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受注者に交付する。
- 2 上記緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を受注者に交付する。

第14条

報告書の提出

受注者は、毎月1回書面にて、担当職員に勤務報告書を提出し承認を得る。

- 第15条 機器設置
受注者は、副受信機盤のスペース（W:600、H:700、D:300）および、機器正常動作のための電源・通信回線端子の提供をしなければならない。なお、副受信機盤の移設工事費・電気料金の負担は受注者とするが、電話料金の負担は発注者とする。
- 第16条 支払い
前払いは行わない。部分払いについては月払いとし、発注者は受注者に対し、契約金額の48分の1相当額を令和6年7月分からの請求に基づき47回支払う。円未満の端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。
なお、出動等変動料金についての支払い方法は別途、発注者・受注者協議により書面にする。
また、誤報による出動は基本料金に含まれる。ただし、その出動回数が5回／月を越えるものについては、基本料金には含まず出動等変動料金とする。
また、消費税額に変更が生じた場合は、契約額を変更するものとする。
- 第17条 損害賠償
業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、1事故について10億円を限度とする。
- 第18条 その他
警備実施上、この警備業務仕様書に定めのない事項について必要あるとき限り発注者・受注者協議し、本仕様書に付加条項文書を添付する。
- 第19条 黄檗トンネル警備システム概要
1 目的
黄檗トンネル内での事故、火災等による様々な事案発生時に迅速かつ適切な処置を行い、トンネル内の安全確保・安全運用に寄与する。
2 方法
黄檗トンネル内での異常を受注者にて受信、警備職員を直ちに現場へ急行し、状況に応じて適切な処置を行い、被害拡大防止につとめる。
- 第20条 警備任務
1 受信制御機の監視
受注者の警備事務所に副受信基盤を設置し監視及び操作（事故第一人者が非常押しボタンを操作せず電話通報のみを確認したとき）を目的とする。
2 警備受信機の現場確認と関係先への通報連絡
押しボタン通報動作の警報を受信時、警備職員への出動指示と併せて下記の通報先へ連絡する。

3 現場での各設備の復旧操作

担当職員の指示（現地指示又は緊急時は電話）により、トンネル警報板・補助警報板・ラジオ再放送・主制御装置の復旧操作を実施する。

4 消防・警察専用受信電話

受注者の警備事務所に専用電話（単独回線）を設置する。事故第一人者が電話通報（110・119番）のみの場合、受信盤には表示されないため、消防署または警察署よりの連絡を受信する必要がある。専用電話番号はあらかじめ消防・警察に登録しておき本件業務以外には使用しない。

5 報告

事故発生時は即時口頭にて報告を行い後日書面にて報告し毎月警備実施報告書を担当職員へ提出し承認を得る。

第21条

「受注者」本部の警備任務

1 通報動作受信の場合

- (1)副受信機盤のブザーを停止させ異常箇所の表示を確認
- (2)警備職員への出動連絡
- (3)担当職員へ異常信号受信時の報告・連絡
- (4)宇治市消防本部への連絡
- (5)宇治警察署への通報
- (6)現地到着の警備職員から状況報告受信
- (7)事故処理の終了を確認

2 伝送異常を受信した場合

- (1)副受信機盤のブザーを停止し異常確認の確認
- (2)警備職員への出動連絡
- (3)担当職員へ異常信号受信の報告・連絡
- (4)現地到着の警備職員から状況報告受信
- (5)報告から可能な限り状況を把握し、事故であれば1の(4)以下の手順通りに連絡
- (6)設備故障であれば復旧操作実施、その結果を担当職員へ報告

3 110・119番からの連絡があった場合

- (1)連絡の内容を詳しく確認し、トンネル警報板と補助警報板の操作実施。
※担当職員へ常に報告・連絡を行い、指示を仰ぐ。
- (2)警備職員へ出動連絡
- (3)現地到着の警備職員から状況報告をうける。
- (4)事故の状況を可能な限り詳細に担当職員へ報告・連絡。
- (5)事故処理の終了確認。

第22条

「受注者」警備職員の任務

1 「通報動作」「伝送異常」

(1) 出動連絡を受けた警備職員は副受信機盤の異常箇所を詳しく本部に確認。

(2) 警備職員は契約時間以内に現地到着後、トンネル内を確認。

※現地へ直行中に、道路の混雑状況等により契約時間内に現地到着が困難な場合は、隨時本部へ状況を報告。

(3) 状況確認後、関係各所に報告・連絡を行い、担当職員の指示を受け処置を行う。

(4) 事故等が発生していた場合は、事故処理が終了するまで待機。

(5) 処置終了後は速やかに結果報告を本部へ報告。

2 110・119番からの連絡があった場合

(1) 出動連絡を受けた警備職員は110・119番いずれかの通報確認をする。

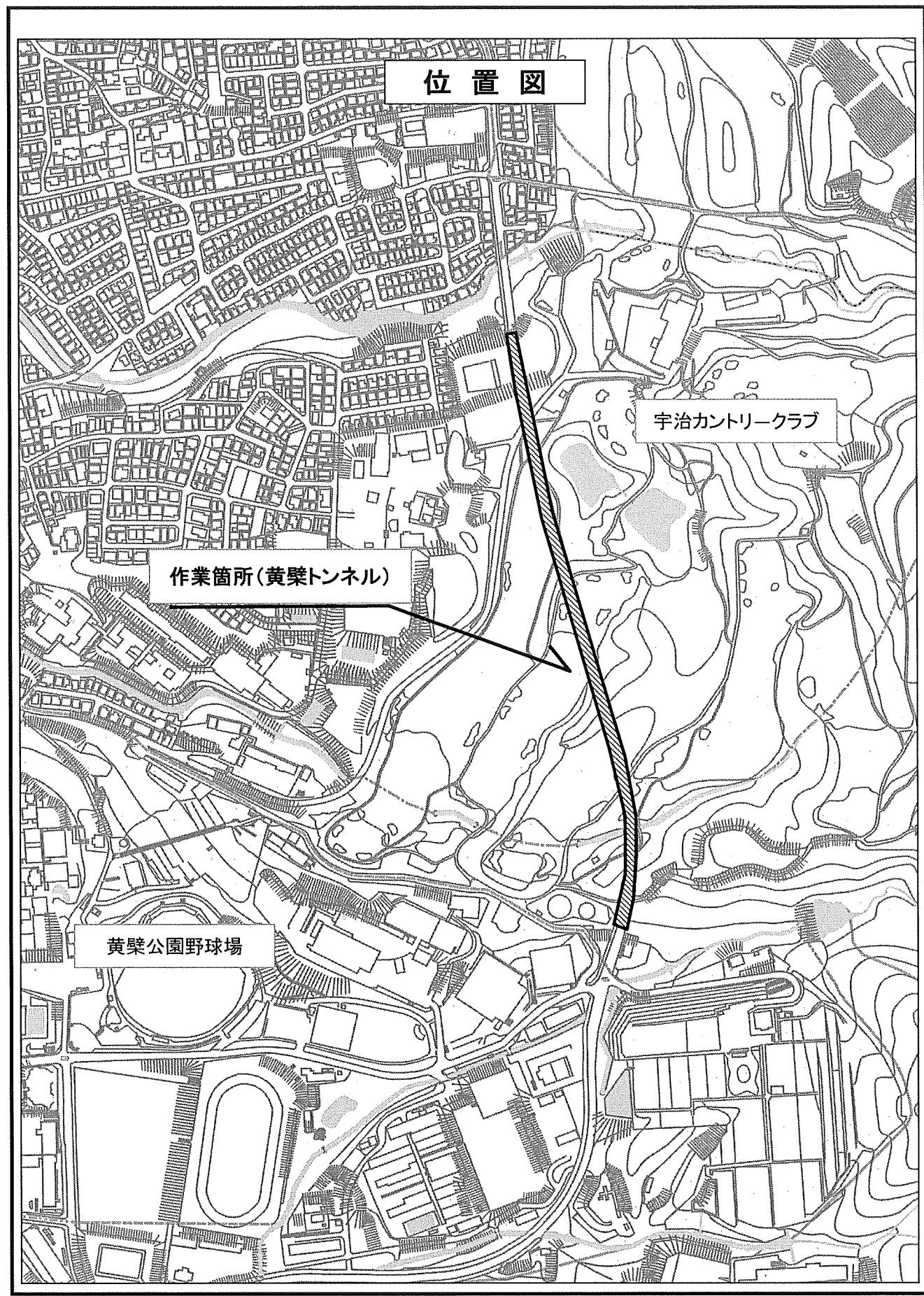
(2) 警備職員は契約時間内に現地到着後、トンネル内を確認。

※現地へ直行中に、道路の混雑状況等により契約時間内に現地到着が困難な場合は、隨時本部へ状況を報告。

(3) 状況確認後、関係各所に報告・連絡を行い、担当職員の指示を受け処置を行う。

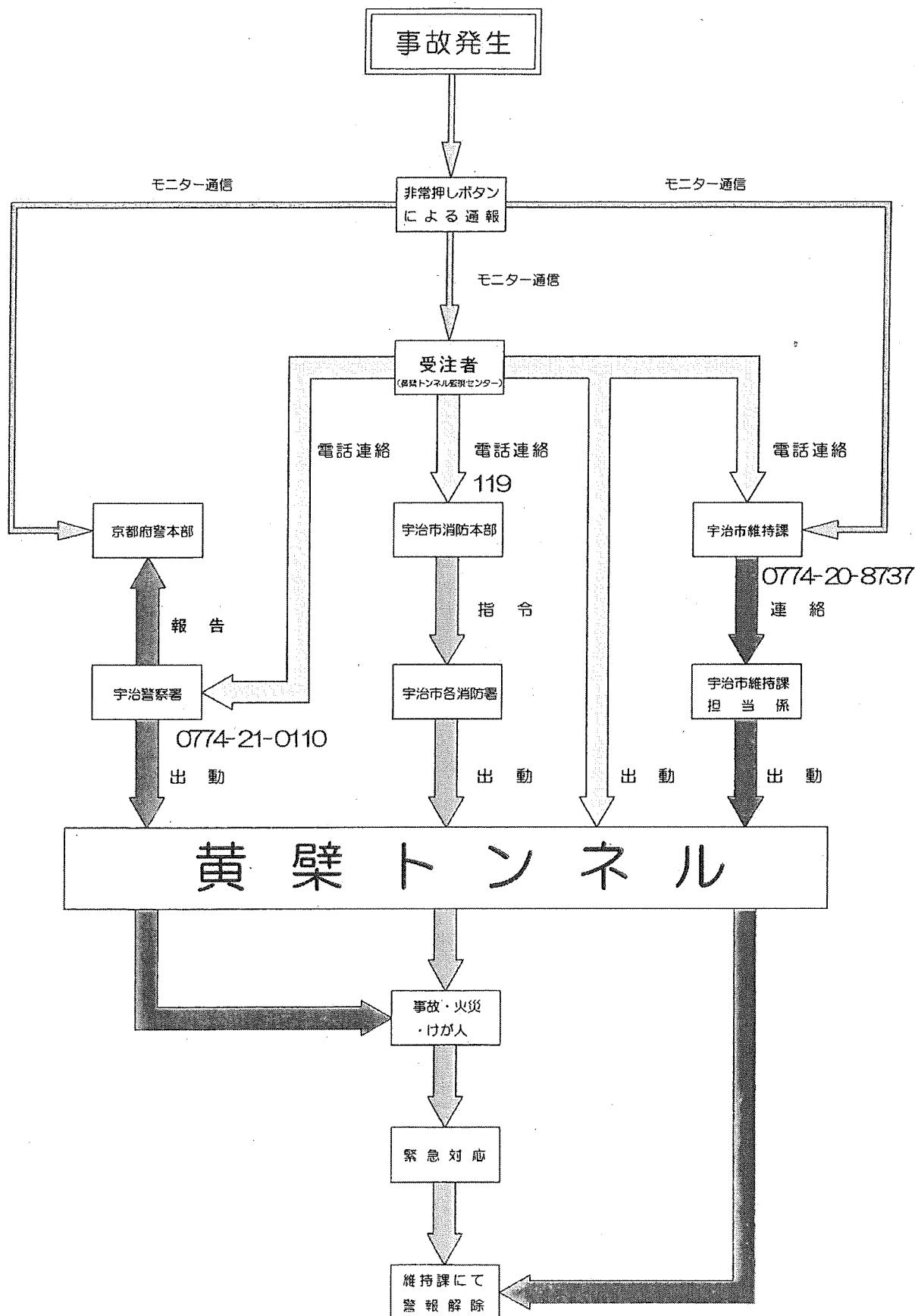
(4) 事故等が発生していた場合は事故処理が終了するまで待機。

(5) 処置終了後は、速やかに結果報告を本部へ報告。

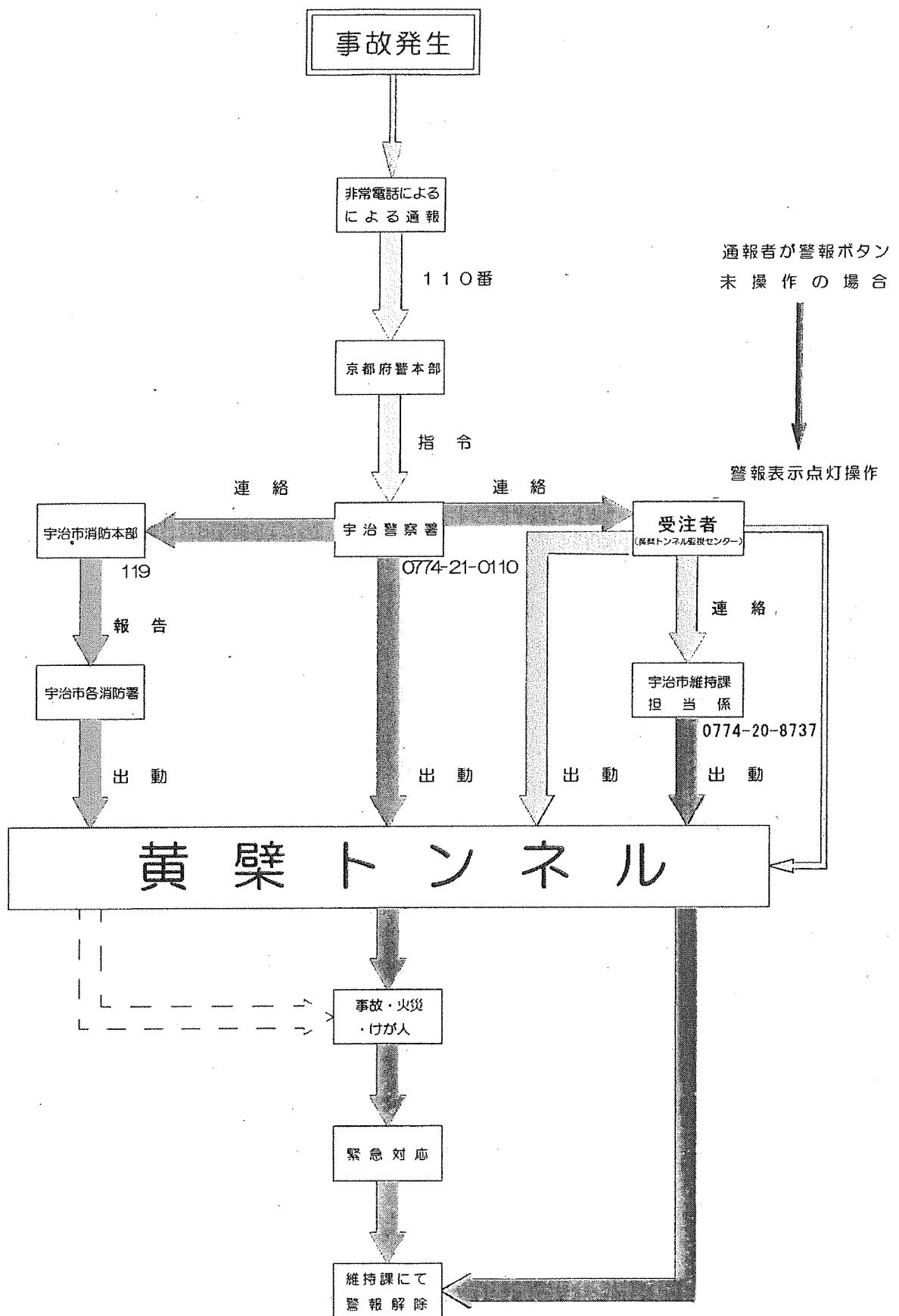


緊急時の連絡体制

(非常押しボタンにて通報)



緊急時の連絡体制
(110番通報の場合)



緊急時の連絡体制
(119番通報の場合)

